

◎新潟県告示第454号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市真田甲2190の1、甲2193、甲2194の1から甲2194の3まで、甲2195の1、甲2196、甲2197の1、甲2198、甲2423の4、甲2439、甲2440の1、甲2441、甲2453、甲2455の1、甲2456の1、甲2457、甲2458の1、甲2460の1、甲2792の1から甲2792の5まで、甲2792の7、甲2792の13から甲2792の20まで、甲2792の22、甲2792の23、甲2792の25から甲2792の27まで、甲2792の39、甲2792の41から甲2792の43まで、甲2792の51、甲2792の52、甲2792の57、甲2792の59、甲2909の2、甲2910の2、甲2910の14、甲2912、甲2913の1から甲2913の3まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）